

高 第 206 号  
令和 2 年 5 月 15 日

高齢者関係事業所・施設管理者 様  
(※松江市所管分を除く)

島根県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
の一部改正について (通知)

平素より、社会福祉施設等の適切な運営につき、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

このことについては、平成 29 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 18 号「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」により実施されているところですが、このたび、厚生労働省より別添のとおり一部改正の通知がありました。

本県ホームページに資料等を掲載しておりますのでご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、本件とは別に、「高齢者の状態・ケアの内容等を収集するデータベース (CHASE)」の運用についても掲載しておりますので、併せてご確認ください。

○当課ホームページ

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】

[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/)